

葬祭費

被保険者がお亡くなりになったときは、葬祭を行った方に葬祭費として3万円が支給されます。お亡くなりになった被保険者がお住まいであった市町村の担当窓口へ申請してください。

◎申請ができる方

- ・お亡くなりになった被保険者の葬祭を行った方

◎申請に必要なもの

- ・会葬礼状の写し、葬祭の領収書の写し、新聞の死亡広告の写し等、申請者が葬祭を行ったことがわかるもの
上記の書類がなく申請者が葬祭を行った方と同じ場合は埋（火）葬許可証の写しでもかまいません
- ・その他、上記以外で葬祭を行ったことがわかるもの
（いずれも葬祭を行った方の氏名が記載されたもの）
- ・葬祭を行った方の口座がわかるもの
- ・お亡くなりになった方の被保険者証など



特定疾病

長期間にわたり継続して治療が必要な特定疾病(高額長期疾病)の1ヶ月の自己負担限度額は、医療機関ごと(入院・外来別)または薬局ごとに10,000円(注1)となります。

受診の際には「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、現在特定疾病対象者の方が75歳の誕生日を迎えられた時、または新たに特定疾病の対象となった際にはお住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

※認定された場合、申請月の初日から有効です。

対象となる疾病

- ①人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限ります。)

◎申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・医師の意見書などの特定疾病であることを証明する書類

◆高額療養費の申請が必要となる場合があります(注2)

次の場合、申請により支給が受けられる場合があります。お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

- 医療機関での特定疾病の治療費と院外の薬局で処方されたお薬代を合計して、10,000円(注1)を超える場合

◎申請に必要なもの

- ・被保険者証、医療機関等の領収書

(注1) 月の途中で75歳の誕生日を迎え被保険者となるときは、その月に限り1ヶ月の自己負担限度額が5,000円となります。

(注2) ただし、高額療養費で既に支給となっており追加支給とならない場合もありますので、ご了承ください。

健康診査

健康診査は、ご自身の健康状態を知る良い機会となります。年1回、定期的に受診して、ご自身の健康管理にお役立てください。

健診の日程、申込方法、受診場所、受診券など、詳しい内容については、お住まいの市町村（健診担当窓口）へお問い合わせください。

なお、健康診査と人間ドックを同時受診する方は、人間ドック料金から健康診査分の費用を差し引いた額のお支払いになります。受診方法、実施機関等については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※
自己負担金	無料
受診期間	受診券を受け取られたとき～当該年度の3月31日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。

歯科健康診査

お口の健康は、全身の健康につながると言われています。歯や歯肉の状態をチェックし、口腔機能を維持・向上するため、歯科健康診査を受診しましょう。

受診方法など、詳しい内容については、広域連合又はお住まいの市町村（健診担当窓口）へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※
自己負担金	無料
受診期間	10月1日～当該年度の2月末日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。